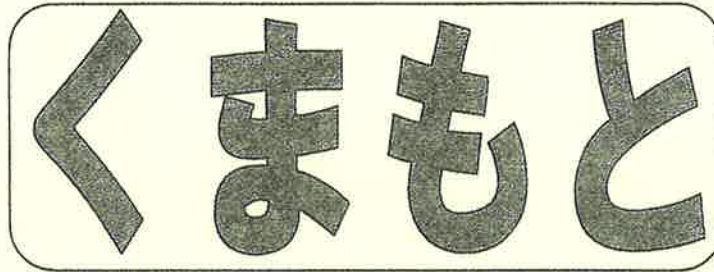


飛躍  
信頼  
創造



発行 九州旅客鉄道労働組合  
熊本地方本部  
熊本市中央区南熊本  
3丁目14番1号  
電話 NTT 096-373-8911  
JR 094-2345  
発行責任者 坂本 和哉  
編集責任者 仮屋 諒  
教宣グループ

**8月25日の台風15号における交運共済(火災共済)加入者へのお知らせ**

◎火災共済に加入の方は下記の①～⑤が新たに制度化され支給の対象となります。

**①水道管凍結修理費用共済金の新設**

水道管が凍結により損壊した場合の修理費用を保障する「水道管凍結修理費用共済金」を新設します。(1事故10万円程度)

**②バルコニー等修繕費用共済金の新設**

区分所有建物の専用使用権付共用部分(バルコニー、窓ガラス等)が火災等により損害を被った場合の「バルコニー等修繕費用共済金」を新設します。(1事故30万円程度)

**③漏水見舞費用共済金の新設**

水漏れにより、第三者に水ぬれ損害を与え、自己の費用でお見舞金を支払った場合の「漏水見舞費用共済金」を新設します。(1事故1世帯ごと50万円程度)

**④付属建物等風水害共済金の新設**

付属建物等(門、塀、カーポート、物置等)に風水害等で10万円以上の損害があった場合の「付属建物等風水害共済金」を新設します。(1事故1世帯ごと一律2万円程度)

**⑤風水害等共済における損壊区分の新設**

風水害等共済金の一部損壊における損害額について、新たに「損害額50万円以上100万円未満」の損害割合のランクを新設します。

【風水害等共済金の一部損壊における制度改定案】

新制度			旧制度		
損壊割合	1口あたりの共済金	最高限度額	損壊割合	1口あたりの共済金	最高限度額
損害額 100万円以上	3,000円	45万円	損害額 100万円以上	3,000円	45万円
損害額 50万円以上 100万円未満	2,000円	30万円	損害額 20万円以上 100万円未満	1,000円	15万円
損害額 20万円以上 50万円未満	1,000円	15万円	損害額 3万円以上 20万円未満	200円	3万円
損害額 3万円以上 20万円未満	200円	3万円	損害額 1万円以上 3万円未満(見舞金)	50口以上 一律5,000円	
損害額 1万円以上 3万円未満(見舞金)	50口以上 一律5,000円				

※詳しくは交運共済熊本事業部

(NTT) 096-326-2635 (JR) 2625 へお問い合わせ下さい。